

熊本学園大学公的研究費の取扱いに関する規程

(総則)

第1条 熊本学園大学（以下「本学」という。）における研究資金で、国などから研究代表者等に配分される公的研究費については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）や、他の関連する法令及び国などの資金配分機関が定めるもののほか、この規程の定めによって取扱うものとする。

(定義)

第2条 「国など」とは、文部科学省など国の機関や独立行政法人及び公益法人をいう。

2 「公的研究費」とは、国などから配分される競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金（間接経費を含む。）をいう。

3 「研究代表者等」とは、公的研究費を受ける研究の中で、その代表者となっている者、他の研究機関などの研究代表者から公的研究費を受ける研究分担者、一人で研究を遂行する場合はその研究者をいう。

(目的)

第3条 この規程は、本学における公的研究費の取扱いに関する責任体系、使用ルール、監査体制など公的研究費の運営・管理についての基本を定める。また、関係者に周知徹底を図り、その使用にあたっての錯誤や不正を防止するための対策を講じるものとする。

(責任体系)

第4条 最高管理責任者は学長とする。最高管理責任者は統括管理責任者に対し、公的研究費の運営・管理についての基本的事項について指揮・命令するとともに最終的な責任を負う。

2 統括管理責任者は担当副学長とする。統括管理責任者は統括部局責任者に対し、公的研究費の運営・管理についての具体的事項について指揮・命令するとともに全体を統括する実質的な権限を有し、その責任を負う。

3 統括管理責任者は事務局長と協同し、機関全体の具体的な対策を策定する。また、統括管理責任者は実施状況を最高管理責任者に報告する。

4 統括部局責任者は各部局（大学院研究科、学部、研究所及び研究センター）の長とする。統括部局責任者はコンプライアンス推進責任者を兼ねる。また、事務局におけるコンプライアンス推進担当者は事務局長が任命する。

5 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

(1) コンプライアンス推進責任者は、その所属する部局内の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告する。

(2) 部局内の研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 部局内の研究者等に対して適切に公的研究費の管理・執行状況についてモニタリングを行い、必要に応じて改善を指導する。

6 コンプライアンス推進責任者は、その所属する部局内において、必要に応じ、副責任者を任命することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。

(ルールの明確化及び統一化)

第5条 本規程のもと、公的研究費を全学的な統一ルールで適正に運営・管理する。

2 ルールの明確化及び統一化の周知徹底を図るため関係者向けの説明会を実施する。

3 適正な運営及び管理体制を保つため、本規程の見直しを定期的に行う。

(誓約書の提出)

第6条 公的研究費の運営及び管理に関わる全ての関係者に誓約書の提出を求める。誓約書については、別に定める「熊本学園大学公的研究費等に関する不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）によるものとする。

2 誓約書を提出しない者は、公的研究費の申請、運営及び管理を行うことができない。

(情報の開示)

第7条 本学は、公的研究費に関する責任体制や不正防止策など本学の管理・運用についての取組み状況を、ホームページ等を通じて開示する。

(公的研究費に関する相談窓口)

第8条 公的研究費の使用に関するルール及び事務手続き並びに不正使用防止に関する相談窓口を学

術文化課に設置する。

- 2 相談は、電話、メール、ファックス、書面、口頭によって受け付けをする。
- 3 相談窓口の責任者は、学術文化課長とする。
(事務の委任)

第9条 公的研究費の交付を受けた研究代表者等は、国などの資金配分機関の定めに沿った方法でその管理・運用を最高管理責任者に委任するものとする。
(経費の使用)

第10条 公的研究費の使用については、別に定める「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」によるものとする。
(寄付等)

第11条 研究代表者等は、公的研究費で取得した図書や備品などの固定資産のうち、本学に寄付することになっているものについて、国などの資金配分機関の定めに従い、取得後または研究終了後に速やかに移管手続きをとるものとする。
(間接経費)

第12条 本学は、研究者から間接経費の譲渡を受け入れ、事務局は間接経費に関する事務を行う。

- 2 当該年度における間接経費の用途については、第13条に定める委員会において、使用計画について協議のうえ、最高管理責任者である学長へ提案し、承認を受けなければならない。
- 3 間接経費の用途は、研究環境の改善や研究機関全体の機能向上のために本学が管理運営上、必要とするものに充てることを基本とする。
- 4 間接経費の使用について、当該年度の決算終了後に研究者等へ報告する。
(間接経費検討委員会)

第13条 間接経費検討委員会は、国などの資金配分機関の交付目的に沿って本学の研究環境の改善や研究機関全体の機能向上のための適正な使用となるよう、その用途を協議し、学長へ提案することを目的とする。

- 2 間接経費検討委員会は、下記の者をもって構成する。ただし、必要により他の者を参加させることができる。
 - (1) 担当副学長
 - (2) 事務局長
 - (3) 総務課長
 - (4) 人事課長
 - (5) 経理課長
 - (6) 管財課長
 - (7) 学術文化課長

- 3 本委員会の委員長は、担当副学長をもって充てる。
(研究活動適正化委員会)

第14条 不正行為を防止・是正し、研究活動の適正化を図るための研究活動適正化委員会については、別に定める「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」によるものとする。
(不正防止計画推進部署)

第15条 不正防止計画の推進を担当する部署は学術文化課とする。

- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者により策定された研究機関全体の観点からの具体的な対策について実務を行い、実施状況を確認し報告する。
(研究費の適正な運営及び管理)

第16条 公的研究費に携わる研究者、事務職員及び関係業者は、法令及び本学の諸規程を遵守し、「熊本学園大学公的研究費等に関する不正防止計画」に基づく公的研究費の適正な運営及び管理に努める。
(点検・監査)

第17条 コンプライアンス推進責任者は、所轄の公的研究費の予算執行状況を常に把握し、実効性のある適正な運営・管理に努めなければならない。

- 2 公的研究費の監査は、国などの資金配分機関の定めや本学の規程に従い、統括管理責任者及び事務局長と協同して内部監査室長が実施する。また、必要に応じて、弁護士や公認会計士など専門知

識を有する者及び研究活動に精通した者などの意見を聞き実施する。

- 3 公的研究費の不適切な使用が行われていた場合、公益通報委員会及び国などの資金配分機関に報告しなければならない。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日より施行する。
- 2 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成27年1月20日から施行する。
- 4 この改正は、平成28年3月29日から施行する。
- 5 この改正は、平成30年9月25日から施行する。
- 6 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、令和2年8月1日から施行する。